

横浜市防犯灯設置基準

制定 平成 23 年 6 月 1 日 消 地 第 82 号 (局長決裁)

改正 平成 29 年 2 月 24 日 市地防第 555 号 (局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この基準は、「防犯灯」の設置及び維持管理の基準について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 住宅地における夜間の地域住民の歩行の安全の確保と、犯罪の防止を図るため、公衆の用に供する道路を照明する場所に横浜市が設置、所有及び維持管理する照明灯（夜間の交通事故を防止するため、交通量の多い幹線道路や交差点、曲がり角などに設置された道路照明施設（以下「道路照明灯」という。）を除く）をいう。
- (2) 屋外照明 防犯灯、道路照明灯、商店街灯（商店街の存在、区域等を消費者に周知し、商店街を照明するために設置した街路灯）、公園灯（夜間の公園利用者の利便性・安全性を確保するために横浜市が設置する独立型照明灯）等終夜点灯する照明灯の総称をいう。
- (3) 東電柱 東京電力パワーグリッド株式会社が所有する電柱をいう。
- (4) N T T 柱 東日本電信電話株式会社が所有する電柱をいう。

(設置等の基準)

第 3 条 防犯灯の設置等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- (2) 灯具は、東電柱又は N T T 柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- (3) 防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (4) 灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5 メートル以上とする。
- (5) 防犯灯の電力は、電気事業者から直接供給を受けるものとする。

(灯具の基準等)

第4条 防犯灯の灯具は、次の基準を満たすものとする。

- (1) 光源はLED、光色は白色系とする。
- (2) 電子式自動点滅器一体型とする。
- (3) 入力容量は10VA未満とする。
- (4) LED光源の耐用年数は器具周囲温度25°Cの条件で60,000時間以上とする。

(灯具の移設等)

第5条 第3条の規定に適合せず、不要又は移設が必要と判断される防犯灯については、撤去又は移設をすることができることとする。

(自治会町内会の役割)

第6条 自治会町内会は防犯灯の維持管理及び設置申請について次の役割を担うものとする。

- (1) 防犯灯の故障の発見及び連絡などの日常の見守りに協力すること。
- (2) 防犯灯の設置の申請を行うこと。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか防犯灯の設置及び維持管理に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この基準は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。